

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
台帳記載事項証明書等発行手続き及び証明書等発行手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター（以下「センター」という。）が指定確認検査機関として建築基準法に基づき発行した確認済証、中間検査合格証、検査済証（以下「確認済証等」という。）、登録住宅性能評価機関として住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき発行した設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期使用構造等確認書、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき発行した適合証、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき発行した適合証、適合証明検査機関として独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき発行した適合証明書、又は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき発行した評価書（以下「評価書等」という。）若しくは、その他センターの事業に基づき発行した証明書を建築主等が喪失し、又は汚損あるいは毀損の程度が著しく内容が判然としない場合の台帳記載事項証明書等発行手続き及び証明書等発行手数料について、必要な事項を定める。

(手続き)

第2条 確認済証等の台帳記載事項証明書等発行は、願出者から別紙「証明願」を2部提出してもらい、センターは証明願事項と台帳記載事項を照合の上、1部を申請用とし、他の1部に理事長印を押印の上願出者に発行することにより行うものとする。

2 評価書等の台帳記載事項証明書等発行は、願出者から別紙「再発行願」を1部提出もらい、センターは台帳記載事項により評価書等を作成の上、この評価書等に再発行及び再発行日を押印することにより行うものとする。

(手数料)

第3条 前条の証明書等発行手数料は、1, 100円（税込）とする。

(附則)

この規程は、平成26年 3月 1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年 5月 1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成29年10月 1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 4年 2月20日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。